

郵政民営化委員会（第 296 回）議事録

日 時：令和 8 年 3 月 31 日（木）10:00～11:00

場 所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎 3 階）及びオンライン

出席者：山内委員長、関口委員長代理、甲田委員、佐藤委員、横前委員

総務省 折笠情報流通行政局郵政行政部郵便課長

渡部情報流通行政局郵政行政部企画課信書便事業室長

○山内委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまより「郵政民営化委員会」第 296 回を開催いたします。

本日は、委員 5 名中 4 名、甲田委員も予定としては入られる予定で、基本的には 5 名の御出席をいただいているということでありまして、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず一つ目が、本年 2 月に第 294 回郵政民営化委員会として実施しました、山口県周南市及び柳井市の視察の結果について、これは事務局から 15 分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡本次長 事務局から説明いたします。今年 2 月 9 日及び 10 日と、山口県の視察を行いました。あの地域としてはすごく珍しいレベルの降雪・積雪がある中で、関口委員長代理、佐藤委員、横前委員に御参加いただいたということでございます。

資料 296-1 に沿って御説明申し上げます。まず「4. 視察先」というところでございます。これは大きくは三つのパートに分かれるのかなと思っていまして、一つが集配業務・点呼に関する郵便局の視察。二つ目が、中山間地域におけるオンライン診療・服薬指導。それから、三つ目が、今度は離島におけるオンライン服薬指導という形で、一つ目と二つ目が周南市、それから、二つ目が柳井市に赴いての視察ということになってございます。

それでは「5. 視察の概要」に沿って、各視察先の報告をさせていただきます。まず、一つ目の集配業務・点呼に当たるものがこの（1）の徳山郵便局の視察でございます。周南市の中心部、徳山駅前からほど近いところでございます。

2 ページに、外観の写真なども載せてございます。駅前の大通りの中に郵便局と N T T と、それから、市役所が近接してあるような、そういった感じの郵便局でございます。

1 ページの「ア 徳山郵便局の概要」でございます。明治 5 年に開設で、昭和 44 年から今の局舎ということでございます。もともと、山口県東部全体の地域区分業務を受け持っていました。平成 29 年にネットワーク再編で山口郵便局がこういう機能を持つことになったということで、地域区分業務は終了しました。徳山郵便局が周南市の中の一部、独自に集配業務を行うところがある地域以外の地域の配達を担当しているということでございます。

次に、2 ページ目でございます。「イ 集配業務の現場説明」というところでございます。この「発着作業」のところにありますように、徳山郵便局が主に山口郵便局から受け

取って配達するとか、それから、山口郵便局のほうに受け付けた郵便物を配送するという形で、山口郵便局と徳山郵便局がやり取りをしているということが主な機能になってございます。専用のケースを使って郵送し、1日18回の発着作業がございます。

〔ポスタルモバイル〕についても、写真で載せておりますが、端末機を外務員の方が毎朝配達に持ち出して、必要な書類の印字とか配達しましたといった情報の入力などを行うほか、GPS機能もついていて、社員を探せるという説明を受けてございます。

それから、点呼業務でございます。2ページの一番下で、二輪に関して、10班が5班ずつ、監視カメラが天井からつり下げてあるのですが、監視カメラから見える場所で対面で行うということと、アルコールチェックも会社配備の機器で行うということでございます。

3ページに進んでいただいて、写真も併せて御覧ください。四輪の点呼でございます。これは、四輪は二輪と別の場所に監視カメラから見える場所にありまして、ここでストローを取って、端末を立ち上げて、アルコールチェックをするということと、その他、点検項目を終えたら点呼になるという形で点呼をやっているのと、それから、遠方の郵便局の点呼も、ここでタブレットを使って徳山郵便局の点呼執行者が行っているという説明でございました。それから、デジタル点呼については四輪が導入済みで、二輪も2月25日から導入予定ということでしたので、今日の時点ではおそらく導入されているものと考えます。

次が、写真の下、土曜休配になって以降の配達作業の変化ということでございます。月曜日の物数が増えたので、土日に荷物の配達で出勤している社員が業務量を見ながら月曜日に向けた準備もやるということで、過度な超勤がないように、土曜日に時間内に終了するような形ですけれども、準備をしているという御説明がありました。

それから、次の過積載防止についても、社員が出発するときに、その日の荷物の重量を全員計測して確認しているということと、オーバーした部分は別の人が応援したり、それから、配達先のエリアの小さい郵便局に先に持って行って、それを途中で取って、また配達するという形で工夫しているということでございます。

次に、4ページでございます。「ウ 点呼業務不備事案の影響と対応」ということでございますけれども、行政処分によって、トラック5台が使用できなくなりました。軽自動車をフル稼働してどうにか賄ったということでございます。この地域は梨やブドウの特産地で、夏から秋に大量の集荷があるということで、軽自動車に間に合わなかった部分は関連会社の委託で対応した。この時期にと決まっているので、計画的に対応できたというお話でございました。

それから、車で1時間かかる柳井市、翌日行ったところですが、柳井市の事業者からの集荷も徳山郵便局で対応していたのだけれども、この処分をきっかけにオペレーションを見直して、今は柳井市は柳井郵便局のほうで集荷するということにして、業務を効率化したということでございます。

次のポツで、社員には意識づけはしっかりされた、負担感は随分改善されてきたというお話と、それから、デジタル点呼はやはり本当に便利なので、効率化の第一歩だと考えて

いるという御説明もございました。

これが1番目の視察項目である(1)徳山郵便局のパートでございます。

次に(2)と(3)は、山間地におけるオンライン診療・オンライン服薬指導についての視察でございます。

まず(2)は、高瀬郵便局に視察に行きました。この高瀬郵便局というものは「ア 基本情報」にございます、周南市ですけれども、中心地である駅前からはだいぶ、山間地に入ったほうにある和田地区というところがございます。和田地区では平成28年から医療機関がなくなっていまして、和田地区に対する巡回診療をどうしようかと市が検討している中で、日本郵便のほうから提案があって、この高瀬郵便局の一室を活用して診療所を設置したということでございます。

次の5ページに外観の写真が載っております。左上が正面ですけれども、この正面ではない、郵便局の奥に横から入る入り口が、右側の写真ですけれども、こんなふうになっていまして、ここから入ると中の、下の2枚の写真のように、オンライン診療を行うスペースを、倉庫だった場所なのでございますけれども、これを改修して、オンライン診療に使っているということでございます。ここで始めたオンライン診療は、全国で初めての実装ということでございます。

それで、鹿野診療所という、この鹿野地区というものは、この和田地区のさらに山あいのほうにあるのですけれども、ここの診療所の長沼医師がこの高瀬郵便局に対する診療所の診療も担当していまして、第1・3火曜日は対面診療、第2・4・5はオンライン診療という形で巡回診療を行っているということでございます。

イでございます。イは、日本郵便からの説明、日本郵便目線ということでございますけれども、地元の局長さんからお話をいただいたところでございます。オンライン診療等を始めたきっかけですけれども、コロナ禍で、高齢の郵便局の利用者が病院に行くと感染してしまうということで話されていたのがきっかけで、郵便局に年金支給日には必ず訪れるので、これは郵便局のほうで診療のお手伝いができないかと考えたということでございます。それで、県の各部署、医師会・薬剤師会等と相談・調整等を始めて、最初はなかなか前例もないことで進まなかったのですけれども、関係者としてしっかり調整をしていって、始めることができたということでございます。

6ページに進んでいただきまして、最初の事業であったので、かなり日本郵便が先導して、スロープの設置、患者の動線確保、それから、壁紙の色とか電球の色とか、いろいろなこともお医者さんと相談して張り替えをしたりとか、そういう形で場所を整えたというお話でございました。

2年前は、患者さんが4人でスタートしました。この和田地区は10年間、病院がなかったということで、10km以上離れたところの先生が主治医だったりしたので、その先生をやめて急に地元の巡回診療で診てもらうのは申し訳ないという患者さんも多かったようです。それで、インフルエンザワクチン接種を予約制にして長沼医師に診てもらうようにし

たりとか、あとは会合で長沼医師と触れ合うという機会をつくったりして、この方の人となりを見てもらうことで 11 人まで増やすことができたというエピソードも聞かせていただいております。

ウで、これも日本郵便側の目線での説明ですけれども、メリットとしては、代金収納がその場でできるということ。二つ目のポツにあるように、薬の受け取りは郵便局ならではの郵便局留めができる。レターパック、ゆうパックなどで送ってということでございます。それから、不明な点があればその場でオンラインで薬局につなぐことで服薬指導を継続できるというメリットがある。

それから、三つ目、地域で身近な郵便局に来てもらうことで、郵便局が核となっていていろんなコミュニティとなることができるのではないかとのお話もいただいています。

一方で、エで今後の課題というものも日本郵便側からの説明でございました。やはりつなぐ先がないといえますか、医師や薬剤師は専門家だけれども、つなぐ先がない。県や市は必要性を感じているけれども、全体をつなぐ先がないということで、様々な関係者をつなぐことのできる人材を育てていかなければいけないというお話。これは郵便局を念頭に置いていると思いますけれども、そういったお話と、それから、患者の負担を減らすためのアプリの活用とかカードリーダーの導入といったようなシステム的な部分の工夫の余地についてもお話を伺っております。

次に、オでございます。こちらはオンライン診療のデモを見せていただいた後、医師とオンラインで意見交換をいたしました。これは医師側の視点でございますけれども、一つ目のポツにあるように、移動の負担がかなり減って、ストレスも減るというメリットがございます。一方、デメリットとしては、二つ目のポツで、よほどの顔色の変化がない限り、顔色が察知できないというところはある。

したがって、こういうメリット・デメリットもあるのでということで、三つ目以降ですけれども、初診は必ず対面で行っているということと、それから、四つ目、嫌だとはっきり言う方もいるけれども、画面上で話せるのは興味深いという評価もあって、全体的に受入れは良好と解釈しているといったお話とか、五つ目にあるように、症例を選ぶことが一番大事で、病状が安定している患者さんに限る必要があるということと、そういう方には、私（医師）のほうからオンライン診療をやってみないかと提案しているといった話もございました。

それから、1 時間に 1～2 人で、次のポツにありますように、距離の問題をなくして、うまく埋め合わせられる手段だと実感しているということ。

7 ページ目のポツで、年金を必ず受け取る方がおられるので、高齢者の常備薬等を処方するには非常にフィットしている制度だという評価。それから、最後のポツにあります、他のサービスとセットで人がアクセスしやすい場所に開設できること。郵便局もそうですが、これがオンライン診療のメリットだとお話を伺ったところでございます。

端末やオンライン診療のデモの写真も載せております。

また、その後、薬剤師の方とも意見交換をいたしました。服薬指導を受けた患者にはレターパックで薬を配送しているということと、振込手数料は患者負担ですけれども、送料は周南市が負担しているということです。ただ、この薬は朝、この薬は朝晩というように複雑な場合には、今のところは患者さんのところを訪問しているという運用についてのお話もございました。

それから、次は（３）でございます。周南市役所との意見交換ということで、藤井市長をはじめとした市の方とのお話をさせていただきました。市長は、看護師のご経験もお持ちの方だということでございます。

イの概要と経緯については、和田地区は人口が1,000人を切って、高齢化率が58.3%という話がございました。先ほど説明したことと重複する部分もございますけれども、今、医師がない地区になったということと、それから、地元や議会から要望をいただく中で、日本郵便から提案があり、さらに、厚労省の制度改正なども行われたので、令和6年7月から開設したという御説明がありました。

10 ページに進んでいただきまして、ウでございますけれども、オンライン診療・服薬指導の概要について、これも先ほどと説明としてはかぶる部分がございますけれども、長沼医師が提案して、同意すればお試しという形で経験してもらっているというものが2 ポツ目ということと、それから、三つ目のポツにあるように、やはり患者さんが対面診療の希望が非常に多いのですけれども、災害が発生した場合とか、ほかに何かあって医師が診療所に行けないという代替手段としてはやはり行政としてはオンライン診療を使用できるようにしておきたいという話もありまして、少しずつ慣れてもらって、必要なときにはこのオンライン診療を利用してもらえるようにしたいというお話がございました。

四つ目のポツにありますように、補助金の制度についてですが、当初、和田地区は僻地としての指定を受けていなかったのですけれども、厚労省・山口県と協議の結果、特例的に、次の回の調査の際に調査票の提出を行うことを条件に、無医地区に準ずる地域としてオンライン診療をできるといいますか、補助金が交付される対象ということになりまして、オンライン診療を実施しているということでございます。それから、希望する患者には、薬局からオンライン服薬指導を受けた後にゆうパックで薬を自宅に届けるということもしておりまして、2 件実績があるというお話でございました。

エにあります、他の地域医療提供ということでございますけれども、一つ目のポツは、診療所を建て直すよりも巡回診療車を代替の手段として用いることができないかというような取組とか、それから、デジタル技術を使った、5 G回線を使った内視鏡検査の取組などもこの自治体で行っているということでございます。

次で、11 ページでございます。周南市からのコメントです。アにありますように、診療所の評価としては、高齢者がほとんどで、デジタル機器をサポートしてもらおうとか、郵便局が利用者と顔なじみだというところが非常に利用しやすいという点がございました。

それから、イでございます。実現するために難しかったこと、苦労したこととしては、

やはり全体が初めてだったので、セキュリティーとか操作とか、そういうことは全部、不安があったけれども、手探りで進めたということをおっしゃられました。

ウでございます。補助金は、国と県がそれぞれ2分の1ずつ出してくれるので、市は実質負担なしということでございます。二つ目のポツにありますように、やはり災害等の場合の代替手段としてもやっていかないとけないということで、国の補助がなくなったとしても進めていかないとけない。ただ、薬の郵送料まで市が負担すべきかどうかは検討が必要だといったお話もございました。

エでございます。今後のオンライン診療等の展開についてですけれども、一つ目のポツにありますように、和田地区は1,000人弱の小さな集落なので、自治会の総会や社会福祉協議会の総会等に長沼医師に出向いてもらって、アピールをしてもらっているということと、二つ目のポツ、さっきもお話が出ましたが、医者を変えることの抵抗が患者さん側に強いので、そこは難しい点だということで、コミュニケーションをしっかりと取りながら、利用者増加につなげていきたいということでございました。

三つ目のポツは、大向診療所の巡回診療を今度は向道郵便局内で実施するというので、この市内で二つ目のオンライン診療というものもできる予定であるというお話も伺っております。

これが二つ目のパートであります、山間地におけるオンライン診療・服薬指導の現状でございます。

次に、12ページの下の方で、(4)の平郡郵便局。ここからは2日目の視察先でございます、離島におけるオンライン服薬指導でございます。

まず、平郡郵便局というところでございます。これは柳井市の平郡島という離島の東地区にございます。

13ページに写真がございまして、島が西と東に分かれていて、その東地区というところに平郡診療所と平郡郵便局が徒歩2分ぐらいで近くにございます。まず、平郡診療所で診療を受けた後に、歩いて、この写真にあります郵便局に行って、ここでオンライン服薬指導を受けるという流れになってございます。離島でオンライン服薬指導が実装されたのは、全国でここが初めてということでございます。実証では診療と服薬指導、両方やったのですが、けれども、ひとまず、実装はオンライン服薬指導から行っているということでございます。

13ページのイでございます。日本郵便側からの説明でございます。平郡郵便局は、まず、診療所で対面診療を受けた後で、郵便局に歩いてきてもらって、オンライン服薬指導を受けます。

次の14ページにいろいろな写真が、入口、プリンター、デモ、利用者への案内、字幕、機器などの写真がございまして、ここでお薬手帳と保健所の写真を撮って、薬局との回線をつないで、患者さんと服薬指導が始まると、郵便局の部屋の外で待機します。それで、服薬指導後に、今度は患者さんに窓口スペースで待機してもらって、その間に薬局から振込

先の口座番号、住所、支払金額などのデータが来るので、これを印刷して、患者さんに渡して、今度は患者さんが窓口かＡＴＭで支払を行うということの流れが全体で 12～13 分でできるというお話と、それから、写真にありますが、耳が不自由な方には字幕スーパーを使用してございます。

さらに、薬の郵送にはゆうパックを使用しておりまして、服薬指導を水曜日に行って、その日の十数名分の薬を柳井郵便局が各薬局に集荷に行って、金曜日に患者に配達をするということでした。また、処方箋については、郵便局で預かって、診療所経由で今度は本土の薬局に持っていくという形で、郵便局のいろいろな機能を複合的に使ってオンライン服薬指導を実施しているというお話でした。

15 ページのウでございます。メリットということですが「薬が届いた」とか「ちゃんと飲んでます」ということを言いやすいという気軽さが郵便局の強みであるということと、それから、郵便局で仕事をしていれば、どこの誰か、すぐ分かる。離島なので、狭いのでということもございまして、トラブルもないという気安さに関するコメントと、それから、払込票の印刷を待つ間に切手を購入してくれるといった相乗効果などもあって、服薬指導をきっかけに郵便局に来るお客さんもあるというお話もあったところでございます。

次に、エでございます。薬剤師との質疑応答ですが、これも基本的には肯定的に受け止めているということで、患者とのやり取りの中で処方することで医師に確認が必要になれば、その場で電話により疑義照会を行ったりという工夫もしている。一方で課題としては、漢字の変換が字幕スーパーでうまくいかないといったことがあったりとか、あと、お薬手帳は現物であれば紙をめくって確認できるけれども、写真ではちょうど見たいところが見えない場合があるというお話もあったところでございます。

次に（５）平郡診療所。これは徒歩２分のところにある診療所のほうに行きまして、そこで医師などと意見交換をしたということでございます。

次の 16 ページに外観の写真がございます。現場説明ですが、アにございますように、本土からフェリーで来るために時間が限られており、看護師が事前に問診を行っていて、必要な薬を処方するという形になっています。レントゲン室なども備えていたり、クラウドなどもつないでいたりということで、設備は充実しているようでした。診療日の来所人数は 10～15 人ほどという状況でございます。

イにありますように、オンライン服薬指導に切り替えたきっかけですが、やはり医師が処方したい薬が処方できないという、大きな病院にはあるけれども、診療所にはない薬が特にここ数年目立つようになったということと、それから、看護師が院内処方だと調剤するのですが、本来の看護業務に時間を割けない状況だったという問題点があったところで、オンライン服薬指導に切り替えたということでございます。

ウでございますけれども、利用者の声といたしましては、17 ページに行ってくださいまして、最初は抵抗があったと思うが、現在は薬剤師に慣れてきて、薬剤師との距離が縮ま

って、相談しやすい場所になった、丁寧に対応してくれると評価する声がございました。

一方で、エでございますけれども、課題として、診療費の払込みについて、市においてこの金額できちんと入金されているかの確認がその場で取れないとか、そういう段取り的な部分で幾つかの課題はあるようでございます。患者さんに多大な負担を強いることがないように進める必要があるというお話でございました。

次に、公民館に移りまして、医師の方とオンラインで意見交換をしました。アにありますように、所感として、やはり薬の選択の幅が広がるということと、看護師の業務の負担が下がったということで、すごくよいシステムだということは、ここも同じような形で評価をしておられました。他の地域でも活用できるとよいというお話でした。

イにあります、オンライン診療導入のメリット等ですけれども、対面診療を行うことで対面診療のときの時間は長く取れるというメリットがあるということで、今後、例えばですけれども、島の西と東をつないでオンライン診療するといったような様々な活用によって、オンラインと対面を上手に組み合わせて充実させることができるのではないかというお話でございました。

それから、18 ページに行っていて、幾分か受診日の分散をすることができれば、検査や処置に時間を割くことができるというメリットの指摘、それから、やはりオンライン診療中でも急に急患が出たりすることがあるので、バックアップ体制の必要性といったことのお話もございました。

公民館と、それから、意見交換の様子を写真を載せております。

最後でございます。本土に戻って、柳井市役所をお訪ねして、柳井市とも意見交換を行いました。

柳井市からの説明でございます。アの平郡島の概要は、今までの説明と重なるところもございますけれども、一日2往復するフェリーで、片道1時間40分。これが本土との交通手段ということでございました。東に平郡診療所と、西側に平郡診療所の西出張診療所というものがあって、診療日は水曜日と木曜日です。東が水曜日、西が木曜日ということで、医師が1名と、看護師が2名、事務員1名という体制で診療体制を取っているということでございます。

19 ページの一番上にありますように、水曜日の朝にフェリーで平郡島に向かって、1泊して、次の日に西地区を診療して帰るという形での診療体制を取っているというのが巡回診療の状況でございました。

ウの中の主な課題ということですが、令和3年4月から医師が常勤から非常勤になったということで診療日が減少したりとか、あと、何度も出てきますが、薬剤に限りがあったり、看護業務が十分に行えないといったような課題もあったところでございます。

エに進んでいただいて、こういう状況を踏まえて、まず、オンライン診療・服薬指導の実証を行いまして、本土の周東総合病院とつないで実証を行いました。さらに、令和7年10月から服薬指導を実装しまして、今後はオンライン診療も実施していくということで

ざいます。薬の関係は、薬の配送費や振込手数料は市が負担して、患者は薬代のみを負担していただくという形にしているということでございます。最後のポツにありますメリットとしては、やはり薬剤の種類が増えた、看護師が看護業務に専念することができたというところが指摘されるところでございます。

質疑応答の中での柳井市のコメントですけれども、アのところにありますように、やはり看護師の負担を減らすことができるというメリットが何度も強調されておられますけれども、そういうところの指摘がございました。

一方で、イの課題ですけれども、想像以上に島民は慣れてきており、島民の感触としては課題はあまりないのではないかとということでございました。振込用紙の印刷のトラブルとか、あとは実証に参加した薬局のほうに何かと負担が行くという課題などがありますけれども、基本的には島民の方は慣れておられるという話がございました。

それから、ウの住民の理解ということでございますけれども、患者は薬代以外は負担にならないようにしたいというお話と、それから、住民の理解を得るためには、説明会や実証実験などを実施して、丁寧に進めていくことが必要だというお話がございました。

最後に、郵便局の活用としては、やはりオンライン服薬指導以外にも担ってほしい機能があるということで、例えば金融機関としてJ Aが撤退しているので、郵便局はありがたい。あと、商店もあまりないので、そういう物流的なものも担ってもらえるとありがたいというお話もあって、郵便局への期待も示されたところでございます。

以上が視察の結果についてでございます。

○山内委員長 ありがとうございます。内容がかなり豊富で、今回の視察は非常に成果があったと判断いたします。

大変申し訳ございません。先ほどありましたように、大雪の翌日ですて、私は飛行機が飛ばずに参加できませんでした。そこで、参加された方から一言、御感想をいただきたいと思っております。

関口委員長代理からお願いいたします。

○関口委員長代理 関口でございます。有意義な視察をさせていただきました。どうもありがとうございます。

やはり百聞は一見にしかずで、実際にこういったサービスを拝見してみると、都心部とこういった条件不利地域との間でこれほどオンライン診療に対する認識が違うのかというぐらい違いが分かりました。それから、決してこれが収益源になるとは思わないのだけれども、損はしないというレベルでネットワークを維持していくという意味では、医療サービスの補助を郵便局が担っていただけるというのはとてもいいことだと思いました。特に平郡島へ行ったときには、薬局が撤退してしまうという状況で、ゆうパックで送ってあげることがやはりどれだけありがたいことかというのを本当に実感できました。本当に行ってみてよかったということ。

それから、周南市と柳井市と、両方お邪魔したわけですけれども、厚労省の補助金の利

用については、周南市が特例措置で補助金を得たのですが、柳井市さんのほうはそういった情報についてあまり御存じなかったということもあって、これを全国に広げていくためにはこういった補助金に対する情報提供等の調整役みたいなことを日本郵便に担っていただくようなことが実現すると各市も取り組みやすいのかなと。どこまで、この特例が普通になっていくか、よく分かりませんが、そんな印象を受けました。とても印象に残りました。

それから、実は私、今、ブロードバンドユニバーサルサービス交付金制度のお手伝いをしていて、NTT東が1億円取れたのに、NTT西が500万円しか取れなかったという感覚的におかしな結果になってしまったのですけれども、この大きな差は、実は島が特別支援区域から一部外れてしまったというところがあって、実際に見てよく分かったのですけれども、島はやはり山が隆起して沿岸部が侵食されることでできていて、沿岸部にしか人が住まないのです。沿岸部は人が密集しているので、一般支援区域にとどまってしまう。山は特別支援なのだけれども、誰もいないということで、島全体で見ると特別支援から沿岸部が外れてしまうのです。そうすると、海底ケーブルの維持管理費は一般支援区域の割合分だけ按分して削られてしまうのです。これも実際に島を見させていただいて良く分かった点です。海底ケーブルの維持管理費の支援を全額交付対象にしてあげないと、やはり島全体の通信サービスが滞ってしまいます。平郡島は地図で見ると近いのですが、フェリー1時間40分かかるということで、島の課題について実際に見てみてよく分かりました。

こういった行政との間の、先ほど申し上げたような補助金制度に対する認知度向上等の課題がまだまだあると思います。倉庫だった場所を改造して、患者さんの情報が漏れないように配慮ができるという格好のスペースが確保でき、しかも多少なりとも賃料が取れるということもあるので、今後とも取り組んでいただけたらと思います。ただ、報告書にもありましたように、10km離れたかかりつけのお医者さんではないオンライン診療の先生に診てもらってしまうのは申し訳ないという気持ちがあるとか、こういった心のハードルも含めて、これから取り組むべき課題はあるのかなという印象を受けました。

どうもありがとうございました。以上です。

○山内委員長　ありがとうございました。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員　私は、今回の視察で、2件のオンライン医療とオンライン服薬指導のところに行かせていただいたのですが、山間地域の高瀬郵便局と離島の平郡診療所では成り立ちが異なると思いました。

高瀬郵便局のほうはもともといた先生がオンラインに切り替えるということなのだけれども、平郡郵便局のほうは薬局、院内処方していたところが院外処方にも強制的に撤去するという事になったので、どうしても患者様は平郡郵便局へ行かなければならないので、利用者が初めからいるのだと思いました。

一方、高瀬郵便局のほうは、もしかしたら普及していくのかなと思ったので、利用者が

まだそんなに多くないと感じました。でも、どちらの郵便局にしても、視察に行く前は、利用者側、つまり患者さん側であったりとか、郵便局サイド、需要サイドのことを考えていたのですが、供給サイドである医療従事者の方、お医者さんとか看護師の方の話を聞くと、むしろ、そちらのほうの利便性がすごくよく伝わってきて、郵便局の中山間地区であったりとか僻地の場所における有用性といいますか、必要性というものが都会に住んでいる我々とは違って、非常に大きいということが視察を通じてよく分かるようになりました。

また、郵便局視察とともに訪問した柳井市役所の健康増進課の方からも御説明いただきましたけれども、そこでも非常に郵便局の有用性が評価されていたみたいだったので、郵便局の僻地で新しい役割があるということが今回改めて分かりました。

以上です。どうもありがとうございます。

○山内委員長 ありがとうございます。

それでは、横前委員、お願いいたします。

○横前委員 私は、感想なのですが、柳井市の平郡島のような離島もございましたし、また、過疎地域、中山間地域である高瀬もそうなのですが、そういった、これは当然なのですが、地理的なものとか地形的なものでオンライン診療の必要性が、本当に必要なところとあまり必要ではないというのは当然、全国的にもあると思うのです。私の村を思うと、もちろん、過疎なのですが、おかげさまで、無医村ではなくて、ドクターが常駐して診療所をやっているのです。あまりオンラインの必要性というものは感じられないのですが、視察をさせていただいたところというものはこういったところもあって、やはりオンラインの必要性というものはあるなということをつくづく思いました。

それと、必要だという中において、では、誰がやるのだということです。これの熱意を持ってやる、実行にこぎつける人を、高瀬郵便局の局長さんでしたか。その方は、報告にもございましたけれども、オンライン診療の必要性を認識して、それに向けた取組を局長さん自らいろいろ駆けずり回って、いろいろなところを調整して、そして、日本郵便のほうが先導してスロープを作ったり、施設改修をしたりということで、熱意がすごくあったと思うので、誰がやるかという、これは本来で言えば、私は行政の関係なので、これは住民が必要と思えば行政でやらなければいけないと思うのですが、それを日本郵便のほうから必要だと思ったというのはすばらしいことだなと思って感じました。

もう一つは、長沼先生ですか。この人柄を住民の皆さんによく分かってもらわなければいけないということで、いろいろな集会とか、そんなことを開いたりして、そこに先生に行ってもらったりして、その努力ですよ。住民の人に分かってもらうという努力も継続していくという、その必要性、オンラインが必要だということは、やはりそういった努力をしなければいけないなということを感じました。

私は先日、泰阜村の村民、高齢者の皆さん方の集会があったので、そこでオンライン診療は必要ですか、こういうことかという話を、平郡島を引き合いにして話をさせていただいたのです。そうしたら、ほとんどの方があまり好意的ではなかったのです。それはも

ちろん、診療所の先生がおるのですけれども、なぜかという、やはり機械に対するアレルギーがあるのと、もう一つは、高齢者というものは対面診療をすることによって先生との会話を、楽しむと言うと語弊があるのですが、それは常時、いつもそんなに、急性期ではなくて、血圧の薬が欲しいとか、腰が痛いから湿布薬が欲しいとか、そういったものをもらうのですが、薬が欲しいわけではなくて、先生との会話をすることによって、見守られているのだなという安心感を享受する。

ここが高齢者というものは大事で、オンライン診療ではなくてということ言うのですけれども、ここで平郡島とかで取り組んでいらっしゃったように、体験ですよ。やってみると、これはなかなか便利だなということと、ここでもうたわれていましたけれども、災害時とか、そういったときに、オンライン診療からオンライン服薬指導、そして、もしかしたらドローンで薬をすぐに届けてもらう。体育館に避難しているときに、当然、血圧の薬がなくなったら必要なので、そのときには速やかに届けてもらう。そういったことまで考えると、やはり中山間地域というものはこういったことの取組の必要性というものはあるのだろーと思いました。

最後に1点、私は、話があったのかもしれませんが、これは病院から多分、郵便局は委託を受けてやっていると思うのですが、大体、幾らぐらい、収入といたしますか、郵便局にすると収入ですが、病院から出してくれるのかというものがあまり聞かなかったので分からなかったなと思って、それは反省ですが、以上でございます。

○山内委員長 ありがとうございます。

甲田委員は入られていますか。

○岡本次長 入られています。

○山内委員長 甲田委員、何か御感想はありますか。

○甲田委員 残念ながら、私は視察に行けていないのです。大丈夫です。

○山内委員長 ありがとうございます。

ということで、かなり今回の視察は成果を上げたというのは先ほど申し上げたとおりの印象を持っておりますけれども、これは結構、ケース・バイ・ケースといいますか、手づくりでつくっていますので、そういう面では、横前委員がおっしゃったように、診療所があるからいいですという形になるかも分からないけれども、ケース・バイ・ケースでつくっていく中で、それをやりやすくするといいますか、必要なところでは導入しやすくするというような制度とかレギュレーションとか、そういうことについて、我々としても少し考えて、抽出して、それで点にする必要があるのかなと思うのです。

これはケース・バイ・ケースだから、やはり絶対最適のためには要らないというところもあるでしょうし、使ったところもある。こういうことだと思いますので、さっき申し上げたように、足かせになるような制度については少し我々としても考えていただきたいと思っています。個人的には、この遠隔地の診療については極めて重要なことである。これは社会的なインフラとしてもかなり役立つものだと考えているところであります。

ほかに何か御発言ございますでしょうか。

ありがとうございます。

次は「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案について」で、総務省から御説明いただいて議論ということであります。

それでは、総務省の方にお入りいただきたいと思います。

(総務省入室)

○山内委員長 よろしゅうございますか。

○折笠郵便課長 はい。

○山内委員長 それでは、10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○折笠郵便課長 総務省郵便課の折笠でございます。本日はよろしくお願いいたします。それでは、私から議事2「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案について」を御説明させていただきます。

最初に、背景的なところからの御説明をさせていただければと思いますので、2ページ目を御覧いただけますようお願いいたします。

幾つかグラフが載っておりますけれども、まず、左上でございます。郵便物数の推移でございます。郵便物数につきましては、平成13年度をピークといたしまして、年々減少しております。昨年度におきましてはピーク時の半分以上まで減少しているというのが現状でございます。

続いて、右上でございますけれども、こちらは郵便事業の収支でございます。民営化以降、令和3年度まで郵便事業の収支は黒字を維持してきたところでございますけれども、郵便物数の継続的な減少に加えまして、人件費、それから、燃料費の高騰などもありまして、令和4年度に民営化以降初めて赤字になっております。令和5年度は、さらに赤字が拡大しておりまして、令和6年度は、令和6年10月に郵便料金の改定があったということで収支が、若干改善しているというところでございますけれども、その令和6年10月の料金の改定を検討した際の試算におきましても、令和7年度は若干黒字になるという見通しでしたが、令和8年度以降は再び赤字になってしまうということが見込まれておりまして、郵便事業の収支の状況というものは、引き続き、非常に厳しい状況でございます。

また、下段のグラフに参りまして、日本郵便におきましては郵便事業以外の事業も行っております。その中でも、郵便について規模が大きい事業ということで、物流事業、荷物事業という言われ方もしておりますけれども、こちらがでございます。下段のグラフは、その物流事業に関する近年の動向でございます。まず、左下でございますけれども、宅配便市場における物数の推移についてでございます。市場全体といたしましては、コロナ禍の時期に大きく数が伸びたというところでございますけれども、その後は微増程度の状況になっているということでございまして、日本郵便のゆうパックがその中で、現在、2割強ぐらいのシェアを占めているという状況でございます。

また、右下でございますけれども、日本郵便における物流事業の収支の推移についてでございます。コロナ禍の時期ほどではございませんけれども、こちらにつきましては昨年度まで黒字を保っているというのが現状でございます。

こういった背景を踏まえまして、1ページお戻りいただきまして、法律案について御説明させていただきます。

まず、経緯のところでございますけれども、令和6年10月に郵便料金の値上げを行ったところでございますが、先ほど申し上げましたように、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通しでございます。このため、郵便事業の安定的な提供を確保する観点から、情報通信審議会におきまして、郵便料金制度の見直しについて御審議いただきまして、昨年7月に答申をいただいたところでございます。この答申を踏まえて、制度の見直しについて総務省において検討を行いまして、改正法案として取りまとめたのが今回の法律案となります。こちらの改正法案につきましては、先週24日に閣議決定がされまして、国会に提出されたという状況でございます。

改正の概要でございますけれども、大きな内容としましては2点ございます。1点目が左側の緑色の部分でございますが、郵便料金に求められる一般的要件の緩和ということでございます。

我々は「郵便事業における収支相償」という呼び方をしておりますけれども、ここの枠で囲っております郵便法第3条の規定でございますが、郵便料金に求められる一般的要件ということで、郵便料金につきましては収入と支出が釣り合うようなものでなければならないということが郵便法上定められているところでございます。このため、その下の○になりますけれども、現行法におきましては、例えば先ほど御説明したような、非常に郵便事業の赤字が継続すると見込まれるような場合につきましては、この収支相償の原則に従いまして、郵便料金を値上げすることが法律上求められるということになっております。

しかしながら、このように硬直的な仕組みですと、郵便物数が減少する中で、郵便の料金を値上げする。それによって郵便離れが加速してしまい、郵便物数がさらに減少して、かえって収支が悪化してしまうというような負のスパイラルに陥ってしまうことも懸念されるところでございます。このため、今回の改正法におきましては、緑の塗り潰しているところでございますけれども「郵便事業における収支相償」の規定を緩和いたしまして、日本郵便の経営判断によりまして、例えば荷物事業といった郵便事業以外の事業の収支も勘案して郵便料金を設定することを許容するような制度に改定したいというのが1点目でございます。

また、2点目、右側の青い部分でございますけれども、定形郵便物の料金の上限額に係る規制の見直しで、こちらはどちらかというと、手続的な緩和ということになります。

郵便料金に関しましては、民営化以降は原則として届出制ということになっております。ただ、一番ベーシックな封書の郵便物であります定形郵便物というものにつきましては、総務省令におきまして上限額を決めるということが現行の郵便法になっておりまして、そ

の趣旨としましては国民生活において広く使われているからということでございます。この点につきまして、総務省令で、今、定形郵便物の料金の上限額として定めている額は令和6年に84円から110円に改定しております。実際の定形郵便物の料金額につきまして、現在、日本郵便は110円で届出をしているという状況で、上限に張りついているという状況でございます。このため、日本郵便がこの料金を改定したいと思った場合につきましては、まず、これに先立って、総務省が省令を改正しなければ上限額に引っかかりますので、料金の改定ができないという状況になっております。

このため、例えば経済状況の急激な変化などがありまして、日本郵便が郵便料金の改定を行いたいと考えた場合につきましても、まず、総務省令が改正されるということのを待たなければならないということで、日本郵便が主体的・機動的に料金改定を行うということが困難な状況になっているところでございます。このため、定形郵便物の上限額を総務省令で決めるという今の仕組みを改正いたしまして、まず、日本郵便の側が申請を出してきて、それを総務大臣が審査して認可を行うという制度に改めたいと考えているところでございます。これによりまして、日本郵便が主体性・機動性を持って料金改定を行えるようにしたいという趣旨でございます。

なお、下の※のところに、字が小さくて恐縮ですけれども、民間事業者による信書の送達に関する法律におきましても、一般信書便事業者の定形郵便物に相当するような信書便物につきましては、郵便法と同じ形で、上限額を総務省令で決めるという規制が課されていることから、今回、郵便法を上限認可制に変えるに当たりまして、こちらについても同じように改正したいと考えております。

最後、施行日でございますけれども、法律案の施行日につきましては公布から6か月以内ということで定めております。

すみません。早口の説明で恐縮でございますけれども、以上になります。よろしくお願いいたします。

○山内委員長　ありがとうございました。

以上、郵便法等の改正ですけれども、特に郵便料金の在り方について、今まで省令のものを認可制にすることによって、自主的にとといいますか、日本郵便のほうから料金の改定ができるようになる。これが一番大きいところでございます。通常の公共料金というものはそういう形を大体取っているわけでありまして、それに準じてということであると思います。

これについて、何か御質問、御意見等あれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○佐藤委員　今回の改正については、私は全般的に評価していますが、一つ質問させていただくとすると、2番目の定形料金の上限について、これから認可になるということなのですが、申請を出してから認可するまでの時間はどのくらいかかるのか、おおよそ教えていただければと思います。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。

今回の法律案におきましても、今、上限額の総務省令を決めるときも同じなのですけれども、申請をいただきましてから認可までの間に、総務省の審議会に諮問するということを定める予定でございますので、そこで今後も一定の期間を要するということがございます。

あと、ここはこれからまた消費者庁さんとも御相談なのですが、今の上限額の省令につきましては、物価問題に関する関係閣僚会議とか消費者委員会にもかかるということになっておりまして、今後もそこで一定の期間を要するかなということはございます。前回値上げをしたときは、最初、審議会に総務省が諮ってから実際に省令が改正されるまで約半年ということございまして、そのところが物価問題に関する関係閣僚会議等にかかるところはどうかという部分はありますが、それらの手続はやはり申請内容の適正性を見る上で、ある程度、必要かなと思っています。

ただ、その一方で、法的な手続に入る前に総務省令の改正案を作成するということがありまして、そこは、今までですと結局、総務省の中で日本郵便から情報をもらいながらいろいろ検討するのに一定の時間がかかっていたところでございますけれども、今後は、日本郵便の側からこういう理由でこれだけの上限額の引上げが必要ですよということを出してもらいましたら、今度はそこをスタート地点として公的な検討プロセスが始まるということになりますので、その部分はこれまでに比べると短くなるのかなと思っています。

○佐藤委員　ありがとうございます。

○山内委員長　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

甲田委員、よろしいですか。

○甲田委員　ありがとうございます。

1点質問なのですが、自由に金額が決められるようになるというのは、これから人口が減って行って、郵便事業がどんどん少なくなっていくという意味で言うと、民営化する上で必要なことだと思うのですが、利用する側からすると、では、どんどん値段が上がって行って、これまで、ある意味、社会的役割も果たすこの郵便料金がどんどん事業者向けのように上がっていて、一般的に利用しづらくなるみたいなことというものも懸念されるのではないかなと思っています、そうならないための適切な段階的値上げとか、国民側から見て理解できやすいお考えがあるのであれば教えていただきたいと思います。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。料金が無制限に上がっていけば国民の方々が利用しづらくなるというのは、まさにおっしゃるとおりだと思います。

そういったこともありまして、今回、上限額につきましても、完全に日本郵便さんが自由に決められるというわけではなくて、総務大臣の認可にかかるということになっております。また、その認可の際の基準になることをイメージしているところがございますけれども、今、鉄道の旅客運賃制度なども参考にしながら、郵便料金の上限額に関する算定基準というものを、まさに山内先生とか関口先生の御知見もいただきながら、有識者の検討

会において検討しているところでございます、それが取りまとまりましたら、こういう考え方に基づいて、郵便料金をこれだけ値上げをする必要があるのだという計算の仕方を外向けにも公表した形で実際の認可の際には臨むということを想定しておりますので、そういった形で不当な値上げとかを抑制しつつ、かつある程度、予見可能性も保てるような形にしていければということを考えているところでございます。

○甲田委員　ありがとうございます。

○関口委員長代理　ちょっと補足をよろしいですか。

○山内委員長　どうぞ。

○関口委員長代理　今、甲田委員から御指摘ございましたように、郵便料金の弾性率は結構高くて、値上げすれば一定数の客は逃げていくという、これは御指摘のとおりだと思いますので、前回の値上げのときに、3割でしたか。

○折笠郵便課長　3割程度です。

○関口委員長代理　3割値上げをしたのだけれども、日本郵便としては、この3割は実は次年度には赤字に転落するという程度の不十分な値上げだったのだけれども、庶民感覚に配慮して、3割が上限だろうと判断されたのです。

それでも、この3割は、利用者側からするとかなりインパクトの強い値上げで、特にダイレクトメールの事業者さん等から、値上げするのは仕方がないけれども、もう少し小まめに値上げして、段階的な値上げをしてほしいのだと。いきなり3割というのはやはり経営に対するダメージが非常に大きいということから、日本郵便側が少し小まめな手続、料金値上げが可能なような制度改正を希望されたということもあるので、実際の値上げ幅が最終的に同じところになると客はそれなりに逃げるというのは御指摘のとおりにしても、利用者目線で見ても、このような日本郵便側の判断によって値上げ申請ができるということによって少し申請回数を増やせるというメリットはあるのだらうと理解しております。

○山内委員長　甲田委員、よろしいですか。まだ納得できないですか。そういうわけではないですか。

○甲田委員　大丈夫です。

○山内委員長　公共料金は、一般的に大原則は、かかったコストを利用者の方に負担していただくというのは公共料金の大前提で、だから、これについても、いわゆる総括原価というものを図って、総括原価の中から料金は決定するという形になっていますね。ただ、それについて、いろいろ消費者目線とか、そのことを考えて、これはどうなるか分かりませんけれども、消費者庁との間のやり取りがあったりして、そういう中でこれを実現するという大原則だと思っていただければと思いますけれども、よろしいですか。

ほかはよろしいですか。

ありがとうございました。それでは、以上で第2番目の案件について終わりとさせていただきます。御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

○折笠郵便課長　どうもありがとうございました。

(総務省退室)

○山内委員長 それでは、以上で本日の議題は終了となりますが、事務局から何かございますでしょうか。

○岡本次長 次回の郵政民営化委員会の開催については、別途御連絡させていただきます。

○山内委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の「郵政民営化委員会」を閉会とさせていただきます。

後ほど、私から記者会見を行うことにしております。

本日はどうもありがとうございました。

以上